

～ 緊急事態宣言の発令期間再延長について～

現在発令されている緊急事態宣言について、政府は東京都に対し、期間を9月12日まで延長することを決定しました。また、25日には北海道など8道県への緊急事態宣言の発令と、高知県など4県へのまん延防止等重点措置の適用が決定し、宣言は21都道府県、重点措置は12県と、全都道府県の7割に広がりました。

ニュースなどでもご存じのとおり、全国の日あたりの重症者数は最多を更新し続けているため、病床使用率は限界に近づき、一般救急搬送にも影響が出始めるなど、まさに災害級の生命に係る非常事態です。

三宅村を含む、複数の島しょ町村においても、多くの陽性者が確認されています。医療提供体制がひっ迫している今、島内での感染拡大が起こる前に食い止めなければ、とりわけ医療資源の乏しい私たち島しょ町村では、深刻な事態を招きかねません。

私たちも、全国に広がる爆発的な感染拡大を、ニュースの中の出来事としてではなく、「自らも、いつどこでうつるかわからない」という強い危機感を持って行動するとともに、家庭内でも、「うつらない、うつさない」を意識した感染対策を継続することが大切です。

三宅村では、新型コロナワクチン接種が順調に進み、多くの村民の皆さまが接種を終えている状況です。ワクチンは重症化予防の効果は認められていますが、ワクチン接種をしたからといって決して安全ではありません。

村民の皆さまには、「手を洗う」「消毒をする」「人と接するときはマスクをする」、「会食は短時間で家族または4人まで」、熱中症予防として「エアコンの使用や換気などによる室温調整や小まめな水分補給」、などの基本的な対策を実践して、生活に必要な場合を除き、自分自身も極力外出等を控えていただくことを継続していただきたいと思います。

ここで、皆さまに特にお願いしたいことがあります。新型コロナウイルスに望んで感染する人はいません。感染された方やそのご家族、医療従事者等に対する誹謗中傷、個人の特定を行うような行為や不正確な情報の発信、差別的な対応はくれぐれも謹んでいただき、正確な情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。

村民の皆さまには、今までも長い間、感染拡大防止対策に努力を重ねていただけてまいりました。

長く険しい道ではありますが、ひとりひとりの行動が命を守る、大切な人を守る、社会を、三宅村を守ることに繋がります。

対策本部も引き続き関係機関と連携し、村民の皆さまの命と暮らしを守り、経済再生の実現に努めてまいります。長い間、大変なご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力の程、よろしくお願いたします。

この難局をともに乗り越えてまいりましょう。

1 外出自粛等のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動（不要不急の帰省・旅行など都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動）につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で20時までとします。

ただし、閉館時間が20時前の施設は従前の閉館時間といたします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】令和3年7月12日(月)～令和3年9月12日(日)

【注意事項】①特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
- 入場をする者の整理等
- 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- 入場をする者に対するマスク着用周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- 施設の換気
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【注意事項】①酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店及び飲食店以外の皆さまについては、特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
- 入場をする者の整理等
- 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- 入場をする者に対するマスク着用周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- 施設の換気
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

②事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

- * 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。
- * 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

- * 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和3年8月31日現在